

No.130	◆保護者から様々な形で強い要求が出てくるが、しばらくすると軟化して良い親を装い、頭を下げて入所児童の家庭復帰を望んできた。施設・児童相談所とも慎重な対応を続けていたが、入所児童の家庭復帰要求が強くなり、また、心も態度も変わったと信じた結果、家庭復帰を試行したが、虐待の再発により当該児童を再度保護。
No.131	◆施設や児童相談所が入所児童の現状を考え、情緒障害児短期治療施設への措置変更を勧めるが、保護者が同意せず、このタイミングを失ってしまう。その後、保護者は当該児童と一緒に住みたい一心で強引に引き取ったが、親子関係がうまく行かず、2か月たらずで一時保護となった。
No.132	◆親権者との関係で、当該児童の入所までは約3年間を要した。その後の面会のたびに、入所理由を尋ね、措置書に書かれた理由を伝えると「違う」と話し、しばらく入所理由について説明をする。担当が替わるごとに確認をする。施設側も親権者(母親)が説明する入所理由を認識し、母親に伝える。きょうだいの卒業と同時に家庭復帰となるが、入所児童のアルバイト料から生活費2万円を出すように言われたり、学費をアルバイト料から支払うように言われ、入所児童と親との関わりがうまくいかなくなって、家を飛び出したりして施設に助けを求めてきたことで、再措置となった。
No.133	◆子どもより内縁の夫側になってしまう親権者(母親)が、子どもがいることにより児童手当が入ってくることで、子どもの施設入所に同意しない。その後子どもを施設入所をさせたものの、やはり自分で子どもを育てたいということで、施設より入所児童を連れ去る。母親宅への外泊中、母親が不安定になり「子どもと共に死にたい」との訴えの電話があり、警察に緊急対応してもらった。入所に同意をされたが、後にその同意を撤回され、施設にさまざまな要望の電話や来所を繰り返している。
③	その他
No.134	◆ネグレクト等が原因で、子どもが施設に入所しているが、施設での養育について批判的な親権者(親)が多い。園内外での行事の際、親どうして施設や担当職員の悪口を言うことがあり、また入所している自分の子どもに対しても、施設や職員の悪口を言う等、施設に対しての理解が乏しい親権者(親)も見受けられる。
No.135	◆親権者(母親)が統合失調症で、施設入所に拒否的で施設の対応、指導に対して連日のように苦情が入り、職員に対してきわめて攻撃的な面がある。
No.136	◆児童福祉法28条適用で、児童相談所との連携で手紙等のやりとりから、現在は面会を試みているが、親権者である母親は不安定であり、入所児童が母親の気持ちに振り回されている。
No.137	◆非協力的な親権者に対しては「できればかわりを持ちたくない」という気持ちになってしまい、距離間ができてしまう。
No.138	◆何年か前の事例であるが、親権者(アルコール依存症の男性)が電話を昼夜かけてきて、施設の養育態度についてクレームがあり、施設の業務に支障をきたした。
No.139	◆親権者に虐待の認識がなく、なぜ入所しなければならないのか納得ができていないため、親権者と口論になる。言うタイミングや言い方があるのも理解できるが、児童相談所の説明不足があることも否めない。施設の対応が気に入らないと、「子どもを引き取る」といって、制止も聞かず、入所児童を強引に連れて帰り、数日後「迎えにこい」と言われる。「児童相談所が良いといった」など、機関どうしの話をく利用して話を作ることがある。例えば「今度の帰省は1週間よいと言った。後は施設が良いと言えればOKだと言われている」など。
No.140	◆はじめ、ショートステイで利用していたが、親権者(母)が病気のため措置となる。入所時から母は児童への思いが強く、何度かの帰省に時間が守れないことが多かった。措置解除後に下の子が生まれ、上の子にのみ外出を行なうが帰って来ず、母は本児を連れて県外の実家の方へ行っていた。その後は母は単独でなく友人付き添いでなければ、外出・帰省はできないことになった。

No.141	<p>◆父子家庭。入所後、親権者である父親の面会もあった。高校入学に対しても施設での生活することについても、父親の援助等もあり順調だった。その後、父親のリストラがあり、父親と連絡が取れない状況になる。施設の職員が電話をしたり、訪問したりしていたが、父親との接触ができない状況が2年以上になる。入所児童が入院が必要な状況になり、父親との接触を試みるがまったく会えない。児童相談所のほうも接触しようとするが、同じ状況。私たちが児童の養育にあたる際、どうしても保護者の同意が必要になる時があるが、このような場合、対応が困難である。</p>
No.142	<p>◆親権者自身が転居を繰り返しているが、子どもの状態にかかわらず、転居先の近くの施設への措置変更を強要している。</p>

【事例4】子どもの契約行為、退所後の生活に関して困難をきたした具体的な事例	
①	子どもの契約行為に関して
No.143	◆親権者(継父・実母)ともに、入所児童の携帯電話の所有を認めず、新聞配達で得るアルバイト料で携帯談話を持ちたいという入所児童の願いをかなえるために、施設名義で携帯電話を購入し、電話機の支払いと月々の料金の支払いを施設会計預金口座を利用して行った。親権者からは在園中も退所後も入所児童に対して生活費の無心あり。現在の携帯電話は祖父が買ってくれたもので、そのことは親権者には話していない。
No.144	◆入所児童の養育に関心がなく、再三の施設や児童相談所から呼び出しにも対応しない親権者。このようなケースの場合、施設長等がアパート契約の保証人になるケースがある。
No.145	◆入所児童の携帯電話契約については、親権者への説明を行い概ね同意はされるが、まれに、「同意すると問い合わせや自分に責任が被さってくる」と拒否的なケースもある。
No.146	◆アパート契約や就職身元保証に関しては、親子関係不調(虐待も含む)で親権者が同意しないケースもあるが、入所児童自身が親権者へ頼みたくないというケースもある。
No.147	◆祖母から母親への養育権異動の手続きを行ったが、祖母と内縁関係のある男性から電話がかかってくる。入所児童がアルバイトで稼いだお金を貯金するために通帳を作ったが、「母親の近くの銀行でないと困る」とのことでの苦情あり。退所までの児童と祖母との関係が悪く、アパートの契約ができず、施設長が保証人にならざるを得なかった
②	子どもの進学・就職等に関して
No.148	◆大学進学に反対され、親権者(父親)に保証人になってもらえなかった。他に代わりを立てることができず、さまざまな交渉をして、児童相談所長の上申書により施設長が代理で保証人となった。父親はアルコール依存症で、児童本人の高校在学も認めず、本児童の意志を無視して学費を滞納し、本児童は不登校になっていたところを保護したケース。親権は父にあり、それを盾に他人の関与を拒んだりした。
No.149	◆今春、入所児童の大学進学に際し、大学、アパートなどの契約書類に親権者がサインを拒否。施設長の個人名をもって対応。
No.150	◆入所児童の就職が決まり、家庭引き取りになったが、親権者(母)との関係は別居生活が長かったので、家庭生活がうまく行かなかった。自分でアパートを借りて出て行くように母に言われたが、持ち帰ったお金も母に取られ、途方に暮れて友人宅に居候する。就職も1ヶ月ぐらしか続かず、お金もなく困っている状態である。
No.151	◆実子である女兒を、小学校高学年の頃より自分の性の対象としていた実父が、その女兒の証言で窃盗、暴力などで刑務所に入所。その間、高校生まで施設で養育するが、実父が出所・引取りとなるところを入所児童本人が拒否した。そのため、児童相談所の依頼で、施設長が未成年後見人を引き受ける。
No.152	◆退所後、遠方で仕事をしていた退所児童の仕事を辞めさせ、親権者の近くで働かせようとして仕事が結局見つからず、親権者の希望で夜の仕事をさせた。
No.153	◆施設長が就職、賃貸の保証人になった。

No.154	◆母子家庭、実母は統合失調症で実子3人が当施設に入所している。子どもの高校進学にあたり、子ども本人は自宅からの進学を希望しており、実母もそれを望んでいる。しかし、実母は子どもの帰宅宿泊、施設内での親子宿泊の後は体調不良になってしまう。関係機関も含めて家庭復帰しての高校進学は困難であるとの見解で一致しているが、実母は3人の子どもすべての引き取りも希望している。家庭復帰になれば入所前の子どものネグレクト、不登校状態が再発することが予見され、調整に苦慮している状況。
No.155	◆親権者が保証人等にならないため、施設長が保証人になるケースは多々ある。保証人がいないと、アパートを借りたり就職することができない。
③	「子どもに連絡を取りたい」等の依頼について
No.156	◆卒園した児童の住所を知りたがる親権者は過去にあったが、施設側からはできるだけ、教えないようにしている。
No.157	◆親権者(実父)の帰省中の性的虐待が疑われる行為があったため、本人の意向を尊重して面会などの交渉を止めてきたが、退所後、保護者が児童のアパートをつきとめ、接近をはかったので、本人が恐怖感を感じた。
No.158	◆退所児童が、退所後の行き先や居場所を親権者に知られたくないというケースもある。しかし、親権者はしつこく居場所を探したり、施設職員へ無理に情報を求めてくる。
No.159	◆長年、服役などで音信不通であったのが、就職卒園した児童の就職・居住について問い合わせが時々ある(子の援助の期待?)が、一切情報を提供していない場合は、児童相談所で聞くように話す。
④	子どもに対する親の無心について
No.160	◆親権者(継父)が自家用車購入のために、入所児童が高校3年間の新聞配達アルバイトで蓄えたお金の一部を渡すよう、退所間際に電話があった。退所後にやむを得ず、当該児童が親との関係を立ち切る気持ちで30万円を渡した。
No.161	◆定時制に通学しながら、日中はラーメン店でアルバイトをしていた入所児童に対して、いろいろな理由をつけて「お金を送って欲しい」、と親権者(実母)から電話が度々あった。入所児童は、「実母といきょうだいのことを思うと仕方ない」といって送金したり、帰省の時に必要以上にお金を持って行ったりしていた。
No.162	◆施設退所後は、「子どもの借りたアパートに自分も住みたい」「退所後は金銭的に親の面倒を見てくれ」等、退所前から入所児童に要求する親権者がいる。
No.163	◆卒園し、自活している退所児童に、親権者が金銭的な援助を求めてくる。また、当該退所児童名義で借金をすることがある。
No.164	◆高校卒業後に施設を出て自立・就職した退所児童に対し、親権者(実父)が再三にわたりお金の無心を行ない、退所児童の職場にまで電話をすることもある。退所児童はせっかく入った職場に居づらい状況になった。
No.165	◆就職した未成年者の退所児童に振袖のローンを組ませ、親権者(母親)の口座に毎月お金を振り込ませている。母親は自分も一部を払うというが、収入はない。